

# 鳥取縣公報

## 規則

### 鳥取縣規則第八号

鳥取縣職員委員會規程を次の通り定める。

昭和二十四年二月十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

### 鳥取縣職員委員會規程

第一條 この規定に基き鳥取縣職員委員會に關する政令（昭和二十四年政令第七号）第二條の規定に基き鳥取縣職員委員會（以下委員會という）に關し必要な事項を定める。

第二條 委員會は委員長及び委員六人をもつて組織する。委員長は知事をもつて充てる。

委員は左に掲げる者について知事が任命又は委嘱する。

一、副知事

昭和二十四年二月十一日 金曜日  
第千九百八十四号

本書ノ大キサハ規定規格A5型

二、吏員 二人

三、教育長

四、教育委員會事務局の職員 二人

第三條 委員長は会務を総理し、委員會を代表する。

委員長に故障があるときは、委員長の指名する委員がその職務を代理する。

第四條 委員會の会務は出席した委員長及び委員の過半数の同意をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決するところによる。

第五條 委員會に書記を置き委員長が吏員及び教育委員會事務局職員の中から任命又は委嘱する。書記は委員長の命を受け庶務に従事する。

第六條 この規則に定めるものを除く外委員會に關し必要な事項は委員會が定める。

附則

一、副知事

訓令

鳥取縣訓令甲第四号

地方事務所長鳥取縣縣行造林施行手続を次のように定める。

昭和二十四年二月十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣縣行造林施行手続

第一條 縣行造林の取扱は、昭和二十三年鳥取縣告示第五百九十七号鳥取縣縣行造林実施要綱(以下要綱といふ。)による外、この手続の定めるところによる。

第二條 地方事務所長は、要綱第三條により申請したもとの中から、適當と認められた施行箇所及び縣行造林地につき別に定める施業案に基く手入箇所を選定し、新植のときは様式第一号の其一の他のときは様式第一号の二による施業実行計画をたて、前年度十一月末日までに知事の持認を受けるものとする。

前項の施業案は、地方事務所長において編成し、知事に協議の上これを決定するものとする。  
第三條 知事は、前條の施業実行計画について実地調査を行うことがある。

第四條 要綱第四條の造林の契約は様式第二号によるものとし地方事務所長は所要の事項を記載、土地所有者の調印を求めた上知事に提出するものとする。

第五條 知事は、第二條の承認をした施行箇所ごとの予算を、地方事務所長に令達するものとする。

第六條 事業の施行は縣の直営を原則とするが、特別の事由のあるときは、地元森林組合その他適當と認むるものに対し、請負に附することができる。

第七條 請負に附するときは、その取扱はすべて道路工事執行令施行細則に準ずるものとする。

前項によつて、地方事務所長が請負業者から徴する書類のうち、契約に關するものについては、契約後直ちにその寫を知事に提出するものとする。  
第八條 事業に着手したときは、地方事務所長は、直ちに

に、式第三号による着手報告を知事に提出するものとする。

第九條 事業着手後は、地方事務所長は、その前月末までの進捗状況を、様式第四号によつて毎月七日までに必着するよう、知事に報告するものとする。

第十條 事業はすべて別に定める仕様書によつて、施行するものとする。

第十一條 事業が竣功したときは、地方事務所長は直ちに竣功検査を行い様式第五号による事業竣功報告を知事に提出するものとする。

第十二條 事業実行の中途において、天災事変その他やむを得ない事由で、事業の一部を変更し、又は事業を中止しなければならないときは、地方事務所長は、直ちに調査し、知事に報告の上その指示を受けなければならない。

第十三條 要綱第九條の規定に違反したときは、地方事務所長は、直ちに調査の上知事に報告し、その指揮を受けなければならない。

第十四條 縣行造林地の産物の処分を要するときは、地方事務所長は直ちにその理由を知事に具申しなければならない。

知事は前項の具申により調査の結果適當と認めるときは処分することができる。

附則

第十五條 この手続は、昭和二十三年十月一日からこれを適用する。

様式第一号の一

昭和 年度縣行造林新植計画書

施行箇所	郡	町大字	字	番
土地所有者	郡	町大字	氏名	
施行方法	直營		請負	
施業面積		町歩		(見込)



00818

記

- 一 植栽予定樹種は実行に際して縣において必要があるときは変更することができる。
- 二 植栽予定期間及び伐採予定期間は施業の必要上実行に多少の延長又は短縮があつても土地所有者は異議ないものとする。
- 三 造林事業の実行に際しては土地所有者は地元民を指導督励してこの事業に誠意を以て協力すること
- 四 造林保護上必要のあるときは縣並びに土地所有者は緊密に連絡をし相協力して林木の育成にあたること
- 五 契約地に存在する在來樹で施業に支障のあるものは土地所有者は縣の指定する期間内に除去すること若し土地所有者が指定された期間内に除去しないときは縣は土地所有者に代つて除去しその費用を土地所有者から徴集すること
- 六 造林着手後天然に生じた樹木は造林木と同一の取り扱いをすること

- 七、造林着手前から存在する在來樹で造林木と共に生育せしめるものは造林木と同一の取り扱い方をしても異議ないものとする。
  - 八、契約地内で土石又は産物の採取或は土地を使用しようとするときは縣の承認を受けること。
  - 九、天災不可抗力のために土地を亡失損傷するようなことがあつても縣はその責任を負わないこと。
  - 一〇、天災不可抗力のため造林木を亡失損傷したために収益が皆無になつた場合には縣はその責に任ぜないこと
- 一一、次の場合は縣はこの契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 公用又は公益事業のために必要であるとき
  - (2) 要綱第九條の規定に違反したとき
  - (3) 契約の諸條項を遵守したとき
  - (4) 縣で解除することを適当であると認められたとき
  - (5) 造林地と林野以外の用途に供する特別の必要を

00819

71200

生じたとき

- 一一、一によつて契約を解除したときは解除地区内の樹木について要綱第十條の規定によつて収益の分収をする
- 但し一一の(2)(3)によつて解除するときは縣の収入額が造林のために縣に支出した金額とこれに対する年八分の利息に相当する金額との合算額に達しないときは縣はその合算額を取得するものとす
- 一二 契約地区内の樹木に対して第三者から受けた賠償金等に対してはその請求等に要した諸経費を控除した残額については要綱第十條の規定に準じて分収するものとする
- 一四 土地所有者はこの契約の目的である林野について縣において地上権の登記を囑託することを承諾するものとする

内 訳 書

郡市	町村	大字	字	地番	臺帳	面積
----	----	----	---	----	----	----

様式第三号

昭和	年度	縣行	造林事業	着手報告
町村	大字	字	地番	樹種
面積	費	方法	方法	事業者
年月	日			

右の通り事業に着手したから御届けする

年 月 日

地方事務所長 氏 名

知 事 宛

注 意

- 一、着手事業名は新植、補植、下刈、蔓切、枝打、除伐等を記載すること
- 二、施行方法は直營、請負の別を記載すること
- 三、本書は事業を異にする毎に提出すること

00820

様式第四号

昭和 年度縣行造林事業進捗状況報告 (月分)

町村大字	字	地番	樹種	面積	事業	進捗	今月の	累計	備考
					者	状況	率	率	
				町			円	円	
							円	円	
							円	円	

右の通り 月分進捗状況を御報告する

年 月 日

地方事務所長 氏 名 ㊟

知事 宛

注意

- 一 備考欄にはその月に施行した事業名を記入すること
- 二 事業の進捗のない箇所又は進捗率の不良の箇所はその理由を記入すること

様式第五号

和 年度縣行造林事業竣功報告

町大字	地番	面積	事業名	事業費	竣功	検査	検査	備考
行字	番種			年月日	年月日	担当者		
		町		円				

右の通り竣功したので御届する

年 月 日

地方事務所長 氏 名 ㊟

知事 宛

注意 この届書は事業竣功の都度提出すること。

各種事業仕様書

- 一、地持事業
- 1 雑草木竹類は根際から刈拂うこと
- 2 刈拂わなければならない樹木の中、胸高直径五寸以上のものは巻枯をしても差支えない
- 3 巻枯は地上二尺内外の所の周囲を幅八寸以上深さ木質部に達するまで削り取ること
- 3 刈拂つた物、その他散在している枝條、木屑等

00821

00820

沿路上支障になるものは、谷に巻落す一局部に集めて堆積するか或は焼き拂うこと

- 4 前項の焼き拂いをするときは、他に延焼しないようには相当の設備をして無風の日にを行うこと
- 5 類雪の害のある地方で、三十度以上の傾斜地は類雪を防ぐために直径二寸以上の雑木はすべて地上約一尺五寸の所から伐り拂うこと
- 6 樹形が正しく生育の見込のある有用樹種は縣係員の指示に従つて残存すること
- 7 残存する樹木は損傷してはならない
- 8 土壌が流下する虞のある箇所、雑草木の繁茂甚しく至部刈をするときは多額の経費を要する箇所又は裸出地であるために植栽に不安を認められる箇所では縣係員の指示に従つて條刈又は坪刈をすることが出来る
- 9 條刈は普通傾斜の方向に行うが、積雪の虞のある箇所では傾斜面に沿つて水平に行うこと
- 10 條刈の場合の刈拂は幅三尺を渡し幅六尺宛に行う

こと

- 11 前項の場合、刈拂つたもの及びその他の支障物は、これを刈残した所に置くか、下方の谷間に巻落すこと
- 12 坪刈の場合は植栽の箇所を中心として直径六尺以上に刈拂い植付の障害にならないよう措置すること
- 13 刈拂つた後に火入を実行する場合は造林地の周囲に幅六尺以上の防火線を設定して、必ず峯部から点火すること

二、仮植事業

- 1 苗木を入手したときは速かに仮植すること
- 2 仮植地はなるべく林地に近く日陰、適潤であつて雨水が停滞せず溪流に接近した北面の箇所を選定すること
- 3 到着苗木は直ちに柵を解き、小束のまま根を清水に浸して生氣が回復したのから順次仮植地に移すこと
- 4 運搬中に何等障害のなかつたものは直ちに土仮植をすること

00822

- 5 ひのき、まつ類は十二時間以上浸水してはいけない
  - 6 浸水は停滞した汚水を避けて必ず清水を選ぶこと
  - 7 土仮植は一畝毎に本数を数えることが出来るように区劃し、斜に植込み土を深目にかけて良く根際を踏みつけ干本毎に溝又は細で区劃しておくこと
  - 8 仮植地が乾燥しておるときは灌水してから仮植をすること
  - 9 仮植地が乾燥するときは夕刻に苗木の根際に灌水すること
  - 10 苗木は乾燥しないように日中は藪等で覆つておくこと
  - 11 仮植苗木が衰弱の徴向があるときは植付の前夜に水仮植をすること
- 三、植付事業
- 1 植付は細張植又は尺杖植等の方法により樹間間隔を整齊し疎密のないようにすること
  - 2 實繩は適宜堅牢なものを選び指定間隔毎に目標を

- 3 固着し時々その伸縮を検定補正すること
- 4 植付苗木は各組毎に朝晝所要見込数を配分し、林地を運搬の後は沢又は山腹へ束仮植とし、上部に藪を覆い根部は露出しないようにすること
- 5 植付苗木は各自五〇本内外を小唄に入れて携帯し晴天の日の晝食のときに残苗があつた場合は必ず仮植すること
- 6 植穴は唐鋏で径一尺五寸位に地被物を取り除き、深さ八寸以上径一尺以上に掘り(少くとも根の長さの二倍の深さ)石礫、根莖、塵芥等をすべて除去すること
- 7 掘り起した土は植穴の近くに置いて、決して勿ねとばしてはいけない
- 8 掘り起した土が未だ乾燥しない中に、苗木一本宛真直に立て一方の手でこれを支へ鬚根を充分に抜け、決して根を巻いたり根を地表に露出させたりしないように注意し、細土を覆い、その中途で苗木を上下に微動して土の落着をよくし、更に元の土際より少

00823

- 1 上部まで細土を被つて、四方から踏みつけその上に掘起した芝草、その他の地被物を寄せかけておくこと。但し鋏の頭部で叩きつけることはいけない。
- 2 踏付けるときは土質及びその日の湿度によつて加減すると共に一般に深植にならないように注意すること。
- 3 類雪の虞のある所では下方に斜立に植付けること。
- 4 植付は道路の側面六尺以上をあげ、又小径路、過濕地及び岩石を避けるのは勿論障害物の下、根株の際等を行つてはしなす。
- 5 同一箇所の植栽でも峰、中腹、谷間等によつて地味の非常に異なるようときは、区劃を定めて苗木の間隔を加減し、谷筋では疎に峰通りでは稍密に植栽する等常に地味の良否を考へて行い、決して地味の肥脊を問はず一様の本数を植え込むようなことをしてはしなす。
- 6 峰通り又は斜面の上部には小苗を、下部には大苗を植付けること。

- 1 雑草、木竹類等を根際から刈拂うこと。
  - 2 植栽木を損傷してはいけない。
  - 3 植栽木に纏綿している蔓、葛類は丁寧に根際から切り離し樹間、樹梢に纏綿しているものは立木を損傷しないように取り除くこと。
  - 4 刈拂つた雑草、木竹は植栽木の障害にならないようその周囲に散布しておくこと。
  - 5 右の外縣係員の指示に従うこと。
- 五、蔓切事業
- 1 植栽木に纏綿している蔓、葛類は丁寧に根際から切り、樹間、樹梢に纏綿しているものは立木を損傷しないように取り除くこと。
  - 2 植栽木の中間に生立している雑木で植栽木の生育に害となる虞のあるものは切り拂うこと。
  - 3 二岐以上の幹莖となる虞のあるものは、その最優
- 四、下刈事業
- 1 植付はなるべく上方から下方に植付けるようにすること
  - 2 植付はなるべく上方から下方に植付けるようにすること

- 4 秀分のもの一本を残し他は刈拂うこと。
- 4 右の他縣係の指示に従うこと。

六、除伐事業

- 1 雜草、本竹は根際より刈拂うこと。
- 但し積雪の虞のある箇所では、積雪を防止するに必要と認められる直径一寸以上の雜木に限つて地上二尺乃至三尺に伐採し枝葉は取除いておくこと。
- 2 岐木はその最も優良なものを一本を残し他は伐採すること。
- 3 植栽木に纏綿している蔓、葛類は叮嚀に根際から刈り離し、樹幹、樹梢に纏綿しているものは立木を損傷しないように取除くこと。
- 4 成育が旺盛な箇所では枝が伸長し交錯している箇所は枝打をすること、枝打は凡そ樹高の三分の一以下の枝を鋭利な鉋で下方より切り付けておいて、次に上方から切り落し、切口は樹幹に密接すると共に平滑にし樹幹が割裂したり剥皮しないように注意する

告示

- 5 植栽木の成育が悪く疎になつておる箇所天然性の有用木のあるときはすべて植栽木と同一に取扱うこと。
  - 6 植栽木が非常に劣勢であるか又は損傷木であつて隣接地に植栽木と同一の樹種の天然性の優良木があるときはこれを残存して植栽木は伐採して置くこと。
  - 7 右の他縣係員の指示に従うこと。
- 七、枝打事業
- 1 枝打は凡そ地上三分の一以下の枝を鋭利な鉋で下方より切り付けておいて、次に上方より切り落し、切口は樹幹に密接し且平滑にし樹幹が割裂したり剥皮しないように注意すること。
  - 2 枯枝は全部切り落すこと。
  - 3 隣接地が開放しておるときは、その林縁に限つて幅十二尺通りの林木は枝打をしてはいけない。
  - 4 右の他縣係員の指示に従うこと。

鳥取縣告示第七十二号

木材業者及び製材業者登録規則第四條の規定に基き次のように登録をした。

昭和二十四年二月十一日

鳥取縣 知事 西 尾 愛 治

住 所	氏 名	材種	登録番号	登録年月日	営業所工場の所在地
東伯郡三朝村砂原二八三	岸田榮吉	木材業	鳥取縣受林第九四号	昭和二十四年一月十七日	住所に同じ
日野郡石見村上石見字番直給満下八三七ノ一	株式会社宇田材木店	同	同九五号	同	同
東伯郡下中山村潮音寺一三三	井上清治	製材業	同九七号	同	東伯郡安田村上公文給二二五五
同	同	同	同九六号	同	同
日野郡日野上村生山一二七	杉谷秋一	木材業	同九八号	同	住所に同じ
八頭郡智頭町大脊二八ノ一	合名会社旭木工所	同	同九九号	同	同
西伯郡法勝寺村落合三一六ノ二安部重吉	同	同	同一四四号	同二月七日	同
廣島縣福山市府中四	福榮木材株式会社	同	同一四五号	同	日野郡日野上村霞九二五
氣高郡松保村良一〇一	松田治吉	同	同二四六号	同	住所に同じ
同美穂村下味野一九一	西本兼松	製材業	同二四七号	同	同

